

# 琉球大学学術リポジトリ

## 地位協定・SOFAの適用（STG-陸上施設・区域）(1)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): 請求権問題, 高等弁務官布令19号及び20号, 基地返還リスト, P-3哨戒機, 対米請求権の内容 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43405">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43405</a>

基地返還リストに関する報道への対処ぶり

安全保障部長

○山崎  
○上野

秘  
無期限

基地返還リストに関する報道  
への対処ぶり

昭和46.7.9  
アメリカ局北米第一課

沖繩来電第708号にみられるごとく、沖繩返還協定第3条に関する了解覚書A表に掲げられた米軍設備・用地のうちには、基地という概念からほど遠い「貸し間」のようなものが含まれており、これは国民を愚ろうするものであるとの報道もみられるところ、今後かかる種類の報道、照会等に対しては、以下のラインで応答することしかるべしと考えられる。(沖繩に電報済み。)

1. 了解覚書A表に掲げる設備・用地は、復帰日に日米合同委員会で地位協定の手続に従い、施設・区域として合意する用意のあるものである。他方B表に掲げる設備・用地は、復帰に際しまたはそれ以前に日本側に<sup>正しく表現では</sup>返還されることにつき日米間の合意をみたものであり、もしかかる合意が成立しなかつた場合は、復帰に際し施設・区域として米軍に提供されるというごどもありえたものである。

2. その中には、(イ)建物の一室のように規模の小さいもの、(ロ)使用頻度の低いもの等が含まれているのは事実であるが、(イ)については、本来施設・区域の提供は個々の設備・用地の実体、機能に即して決定されるものであつて、基地の規模の大小は、この場合直接関係があるわけではない(たとえば、A表中の第54号、第62号等は非常に小規模なものの例である。また逆に相当大きな設備・用地であつても、その所在場所、機能のいかんによつては、複数のもをまとめて1個の施設・区域とすることもある。b問題となつた憲兵隊詰所、支所の場合は、事実小規模なものではあるが、一般に地位協定上米軍による軍事警察権の行使は基地内において行なわれ、基地外においては警察権は日本側が行なうのを原則としているところ(地位協定17条10項、合意議事録、合同委決定等参照)、復帰後米軍軍事警察官憲が基地外で独立の事務所を設けるのは、上記の建前に沿わず、現在の本土における実行にも合わないという実体に照

らし、今般これらを復帰に際し最早施設・区域として提供しないことに合意をみたという点に意義が認められるものである。また(四)については、不要不急の基地に加えて、返還要求の強い基地につき米側に対し、その可及的すみやかな返還を求めるといのが政府の従来より一貫してとりきたつた立場であり、今後ともこの立場に立つて引続き努力を行なつて行く所存であることは、国会等でも明らかにしてきたところである。

(なお、沖縄来電第708号(3)後段については、私有地であれば、復帰の際またはそれ以前に当該設備・用地の使用が解除される際に(ただし、那覇空港等のごとく復帰後わが国が使用する設備・用地を除く。)地主に返還されることとなる。)

Toba, 兼上  
3310  
3683

安全保障課長

岩、山崎、辻本

4 6 6 2  
防衛庁

取扱注意

46, 612

1. A表には地位協定2条4項Dを適用する演習場7件が含まれているが、これらはいずれもC表に移して返還を受けることとされたい。

(理由) 自衛隊施設でも他の官公庁施設でもないものは、2-4-D施設としてなじみにくい難点がある。すなわち、自衛隊が借り上げていない民有地を、米軍が一定の期間を限って使用することにすれば、その期間をどのように定めるか、それに対応する借料をどのように定めるかこれらについて土地所有者と円満な話し合いが可能か、適用すべき地位協定の規定の範囲をどのように定めるか等の問題があり、これらの事情を総合的に考慮すると、むしろ米側に対し返還を求めることが適当である。

2. A表には、奥間レスト・センター、屋嘉レスト・センター及びハーバービュー・クラブが含まれているが、これらの施設はC表又はB表に移して返還を受けることとされたい。

(理由) これらの施設の敷地を提供するにあつては、土地所有者の同意が得られない場合に土

2103

地の使用収用手続によることが困難であり、裁判上の争いも政府に不利であると考えられる。  
C表中の「那覇陸軍施設(マイル地区)」を「那覇陸軍施設(自衛隊使用部分)」に改めることとされたい。

(理由) C表には他に那覇空軍補助施設(自衛隊使用部分)及びホワイト・ビーチ港湾施設(自衛隊使用部分)があるが、那覇陸軍施設についても、その大部分を沖縄復帰後自衛隊が使用する前提で日米間の話し合いを進めて来た経緯があり、この趣旨が明示されることが望ましく、また他の施設と表現上差別する理由もない。